

『化学物質リスク管理用語辞典』

正誤表

本文中に誤りがありましたので、下記の通り訂正します。

化学工業日報社

頁	用語	誤	正
p.17	一般化学物質	化審法附則第2条の規定に基づき作成された既存化学物質名簿のうち、優先評価化学物質等を除いた物質をいう。	⇒ 化審法第4条第4項の規定により公示された化学物質、既存化学物質、旧第二種監視化学物質及び旧第三種化学物質、ならびに優先評価化学物質の指定を取り消された化学物質（優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質を除く。）をいう。
p.24	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	この法律は、難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質が難分解性等の性状を有するかどうかを審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。平成23年4月に既存化学物質も含めた包括的管理制度の導入、流通過程における適切な化学物質管理の実施、国際的動向を踏まえた審査・規制体系の合理化の概念を盛り込んだ新しい化審法が施行される。公布：昭和48年（1973年）10月16日法律第117号、最終改正：平成21年（2009年）5月20日法律第39号（2010年10月現在）	⇒ この法律は、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状に関して審査する制度を設けるとともに、その有する性状等に応じ、化学物質の製造、輸入、使用等について必要な規制を行うことを目的とする。公布：昭和48年（1973年）10月16日法律第117号、最終改正：平成21年（2009年）5月20日法律第39号（2011年11月現在）
p.31	監視化学物質	旧名称は、平成23年（2011年）3月31日まで施行されている化審法第2条第4項において定義されている第一種監視化学物質。平成23年（2011年）4月1日の化審法改正に伴い、名称が監視化学物質に改められる。	⇒ 難分解性かつ高濃縮性であり、人又は高次捕食動物に対する長期毒性が明らかでないもので、化審法第2条第4項の規定に基づき公示された物質をいう。平成23年4月1日に第一種監視化学物質から監視化学物質に変更になった。
p.32	官報公示整理番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）および労働安全衛生法（安衛法）に基づいて、官報に公示された化学物質に付与された番号をいう。化審法で昭和54年（1979年）6月29日までに官報公示された化学物質については、安衛法では公表物質と称し既存化学物質扱いとされ、化審法と同じ番号を使う運用がなされている。同年6月30日以降は、化審法と安衛法の官報公示化学物質に対してそれぞれの法律での番号を付与して公示されている。	⇒ 化審法と安衛法に基づいて、官報に公示された化学物質に付与された番号をいう。化審法で昭和54年（1979年）6月29日までに官報公示された化学物質については、安衛法では公表物質と称し既存化学物質扱いとされ、化審法と同じ番号を使う運用がなされている。同年6月30日以降は、化審法と安衛法での官報公示化学物質に対してそれぞれの法律での番号を付与して公示されている。
p.40	高濃縮性	生物濃縮性が高いという濃縮度試験の判定結果。高次捕食動物に高い倍率で生物蓄積する可能性があることとされる。化審法では、濃縮度試験における生物濃縮係数（BCF）が5,000倍以上である場合は高濃縮性として判定される。また、BCFが1,000倍以上1,000倍未満である場合は、排泄試験や部位別試験の結果に応じて、高濃縮性かどうかの判定がなされる。一方、濃縮度試験におけるBCFが1,000倍未満、またはオクタノール/水分分配係数の常用対数値が3.5未満の場合は、高濃縮性でないとして判定される。	⇒ 化審法の審査における生物濃縮性が高いという濃縮度試験の判定結果。高次捕食動物に高い倍率で生物蓄積する可能性がある性質。化審法では、濃縮度試験における生物濃縮係数（BCF）が5,000倍以上である場合は高濃縮性として判定される。また、BCFが1,000以上5,000未満である場合は、排泄試験や部位別試験の結果に応じて、高濃縮性かどうかの判定がなされる。一方、濃縮度試験におけるBCFが1,000倍未満、またはオクタノール/水分分配係数の常用対数値が3.5未満の場合は、高濃縮性でないとして判定される。
p.52	白公示化学物質	昭和62年4月1日から平成16年3月31日に施行されていた旧化審法において、第一種特定化学物質及び指定化学物質に該当しない審査の結果判定された化学物質をいう。平成16年4月に改正された化審法では、届出があった新規化学物質が、第一種特定化学物質、第二種監視化学物質、第三種監視化学物質のいずれにも該当しないと審査の結果判定された化学物質をいう。平成23年4月1日の化審法改正に伴い、届出があった新規化学物質が、第一種特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質のいずれにも該当しないと審査の結果判定された化学物質をいう。	⇒ 我が国で新たに製造又は輸入される化学物質として、改正前の化審法に基づき、平成23年4月1日より前に届け出られたもののうち、第一種特定化学物質、第二種監視化学物質及び第三種監視化学物質のいずれにも該当しないものと判定され、公示された化学物質。一般的に、「白物質」と呼ばれる。
p.52	新規化学物質	平成16年に改正された化審法では、白公示化学物質、第一種特定化学物質・第二種特定化学物質・指定化学物質、既存化学物質名簿記載化学物質を除いた化学物質をいう。また、安衛法では、公表化学物質（既存化学物質）および新規公表化学物質を除いた化学物質をいう。平成23年4月の化審法改正に伴い、白公示化学物質、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質、既存化学物質名簿記載化学物質を除いた化学物質をいう。但し、高分子化学物質であり、環境の汚染が生じて人の健康に係る被害等を生ずるおそれがないものとしての基準に該当しない場合、届出を要しない。	⇒ 平成16年に改正された化審法では、白公示化学物質、第一種特定化学物質・第二種特定化学物質・指定化学物質、既存化学物質名簿記載化学物質を除いた化学物質をいう。また、安衛法では、公表化学物質（既存化学物質）および新規公表化学物質を除いた化学物質をいう。平成23年4月の改正化審法では、白公示化学物質、第一種特定化学物質、第二種特定化学物質・監視化学物質・優先評価化学物質、既存化学物質名簿記載化学物質を除いた化学物質をいう。
p.58	第一種監視化学物質	化審法第2条第4項において定義される化学物質で、難分解性かつ高蓄積性を示し、人や高次捕食動物への長期毒性を示すかどうか明らかでない化学物質。人への長期毒性または高次捕食動物への生態毒性を示す場合、第一種特定化学物質に該当する可能性がある。また、製造・輸入量実績数量等の届出義務がある。平成22年4月1日現在で38物質が指定されている。なお、平成23年4月1日の化審法改正に伴い、名称が監視化学物質に改められる。	⇒ 監視化学物質は、難分解性かつ高濃縮性であり、人又は高次捕食動物に対する長期毒性が明らかでないもので、化審法第2条第4項の規定に基づき公示された物質をいう。平成22年4月1日現在で38物質が指定されている。なお、平成23年4月1日の化審法改正に伴い、第一種監視化学物質から監視化学物質に改められた。
p.59	第一種特定化学物質	化審法第2条第2項において定義される化学物質で、難分解性かつ高蓄積性を示し、人や高次捕食動物への長期毒性を示す化学物質。製造・輸入の許可制、使用の制限などが定められている。平成22年4月1日現在で16物質が指定されている。平成23年4月1日の化審法改正に伴い、エントシナルコース（他の物質による代替が困難である用途）に限り例外的に使用が認められ、当該物質及び使用製品の取扱事業者に対して技術上の基準の適合義務や汚染防止措置の表示義務などが生じる。	⇒ 難分解性かつ高濃縮性であり、人又は高次捕食動物に対する長期毒性を有するおそれがあり、政令（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令）により定められた物質をいう。平成22年4月1日現在で16物質が指定されている。
p.61	第三種監視化学物質	化審法第2条第6項において定義される化学物質で、生態毒性を示し、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質に指定されていない化学物質。人への長期毒性を示す場合、第二種特定化学物質に該当する可能性がある。製造・輸入量実績数量等の届出義務がある。平成22年4月1日現在で124物質が指定されている。平成23年4月1日の化審法改正に伴い廃止され、優先評価化学物質が新設される。	⇒ 旧化審法第2条第6項において定義される化学物質で、動植物への生態毒性を示し、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質に指定されていない化学物質。平成22年4月1日現在で124物質が指定されている。平成23年4月1日の化審法改正に伴い廃止された。
p.62	第二種監視化学物質	化審法第2条第5項において定義される化学物質で、人への長期毒性または生態毒性を示す化学物質。製造・輸入予定数量の届出、技術上の指針公表、表示の義務などが定められている。平成22年4月1日現在で23物質が指定されている。平成23年4月1日の化審法改正に伴い廃止され、優先評価化学物質が新設される。	⇒ 旧化審法第2条第5項において定義される化学物質で、動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質。平成22年4月1日現在で23物質が指定されている。化審法第2条第7項の規定に基づき一般化学物質とされた。（優先評価化学物質、監視化学物質、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質を除く。）
p.62	第二種特定化学物質	化審法第2条第3項において定義される化学物質で、人への長期毒性または生態毒性を示す化学物質。製造・輸入量実績数量等の届出義務がある。平成22年4月1日現在で921物質が指定されている。平成23年4月1日の化審法改正に伴い、保有する有害性情報の報告努力義務などが生じる。	⇒ 人又は生活環境動植物への長期毒性を有するおそれがあり、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているが、又は近くその状況に至ることが確実であると見込まれることにより、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがあると認められる化学物質で、政令（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令）により定められた物質である。
p.94	優先評価化学物質	平成23年（2011年）4月の化審法改正に伴い、既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量（1トン/年を予定）以上の製造、輸入を行った事業者に対して、毎年度その数量等を届出する義務が課されるが、届出の内容や有害性に係る既知見等を踏まえ、優先的に安全性評価を行う必要がある化学物質をいう。	⇒ 人又は生活環境動植物への長期毒性を有しないことが明らかであると認められず、かつ相当広範な地域の環境中に相当程度残留しているが、又はその状況に至る見込みがあり、人又は生活環境動植物への被害を生ずるおそれがないと認められないため、そのおそれがあるかどうかについての評価（リスク評価）を優先的に行う必要がある物質で、化審法第2条第5項の規定に基づき公示された物質。
p.99	良分解性	容易に分解するため、環境中に残留する可能性がないとみなされる分解度試験の判定結果。化審法の分解度試験では、28日後に親物質が60%以上分解しており、かつ、変化物が1%以上残留していないことが良分解性の判定基準となっている。良分解性と判定され公示された物質は、化審法における規制の対象とはならない。なお、良分解性という語句は行政判断において用いられる語句であり、一般に環境中などで容易に分解する化学物質の性質のことは易分解性である（easily biodegradable）という。	⇒ 容易に分解するため、環境中に残留する可能性がないとみなされる分解度試験の判定結果。化審法の分解度試験では、28日後に親物質が60%以上分解しており、かつ、変化物が1%以上残留していないことが良分解性の判定基準となっている。なお、良分解性という語句は行政判断において用いられる語句であり、一般に環境中などで容易に分解する化学物質の性質のことは易分解性である（easily biodegradable）という。
p.200	REACH	Registration, Evaluation and Authorisation of Chemicals	⇒ Registration, Evaluation, Authorisation, and Restriction of Chemicals